NPO 法人住まいのホームドクター/設計者の会 460-0006 名古屋市中区葵 1-27-32 カイフビル 7 階 二ユース No.6 2013.06.15

今後の予定/於:事務局会議室

6月14日(金)19:00~ 役員会

6月18日(火)18:00~ 相談委員会

6月18日(火)19:00~ 研修会(毎月•第3火曜日開催)

6月20日(木)18:00~ 木造技術研究会

7月16日(火)18:00~ マンション大規模修繕研究会

7月16日(火)19:00~ 研修会

南海トラフ最終報告を受けて

理事長 滝井幹夫

南海トラフ巨大地震最終報告が5月28日、内閣 府から発表されました。その最大の特徴は予知は困 難で、これまで以上に「自助」を強く打ち出したこ とです。

対策全般のポイントは別掲の中日新聞記事が分かり易いのでご覧いただきたいが、一つ目のトリアージ(緊急度判定)は「共助」をイメージし、学区公職者・社会福祉協議会などが任に当たると思われるが、そもそも避難所の受け入れ人数と避難者人口に整合性の有無、避難して来た人を適切に判定して、場合によっては帰宅させることが可能なのかと懸念します。

二つ目は私たちに関わりの深い分野です。住宅の耐震診断・補強や、家具の固定、耐震シェルターや防災ベッドの設置で、人命を守り減災を図る「自助」の大切さに異存はありませんが、耐震化は名古屋市を例に採ると、過去5年間で3.8万戸が実施され、

中日新聞 5/31 より

南海トラフ巨大地震対策 最終報告のポイント

- ・予知は困難。避難所は弱い立場の人の受け入れを優 先、被災が軽い人には帰宅を促すトリアージを検討
- 事前の防災対策を強化、家庭備蓄を1週間分以上に 拡大
- ・役場、学校、病院などで津波の危険が大きい施設は 計画的に移転
- ・防波堤、避難路整備などハード面と、避難訓練などソフト面の両方で対策
- ・防災対策を推進する国、自治体などの協議会を法制 化

今後5年間で6万戸・耐震化率90%を目指しています。

実際に地域に入って耐震化の取り組みを行った経験から考えると、まだ耐震補強を行っていない住宅は高齢者比率が高く、耐震化の必要性やプロセス、補助制度の理解に欠ける方が意外に多く、補強費用の自己負担金が重いことや信用できる専門家・業者の探し方が分からない。家の中に他人を入れることへの抵抗感が有る。などが分かって来ました。

これからの5年間に過去の1.5倍を超える耐震化の実施は容易ではないでしょう。当会会員は住民に寄り添う建築の専門家として、十分な説明に心懸け、補強だけに限定しないキメ細かな対応でこの事業に貢献しようではありませんか。



本紙バックナンバーは当会のホームページhttp://www.sumaidoctor.or.jp からご覧いただけます。

昨年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に伴い、低炭素住宅認定制度が 創設されました。研修会では、今、その関連の講 座を実施しています。

講座は、認定申請実務を前提に、日本ERI名 古屋支店の性能評価員、加藤隆彦氏に講師をお願 いし、5、6、7月の3回連続で実施しています。 また、低炭素住宅認定制度を勉強するにあたり、 申請方法や制度のメリットがよく似た長期優良住 宅認定制度を、事前(3月)に加藤氏の講師でお さらいしました。

ご存知かとは思いますが、低炭素住宅認定制度は、二酸化炭素の排出を低く抑えることのできる住宅を建てるならいろいろなメリットを設けましょう、という国策(地球温暖化対策)の建造物レベルの制度です。ですから、認定要件も省エネ(低炭素)に特化しています。先行の長期優良住宅認定制度は、住宅が長期にわたって良好な状態を保てる優良な対策を講じるならメリットを設けましょう、という制度で、住生活基本法を背景に、住宅を「社会的ストック」としてみるという違いがあります。

しかし、両者の税制優遇メリットがほとんど同じなのです。メリットを求めて住宅を建てるなら、今後、(制度の趣旨はあまり重要でなく)取り組みやすい認定要件の楽な制度を利用するケースが増えることでしょう。設計者は、認定要件の違いや減税などの施主メリットの違いをしっかり把握し、ブームに乗ってるだけで制度を解説できないメーカーの営業レベルと、自ら差別化を図っておく必要があります。

さて、認定申請については研修会の講座で勉強 することにし、低炭素住宅制度の認定要件につい て簡単に紹介します。長期優良住宅は、構造躯体 の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、 省エネルギー性等、基準が多岐にわたって定めら れていますが、低炭素住宅では低炭素化に関する 措置と省エネルギー基準だけです。さらに、低炭 素化の認定要件(別記)も8項目のうち2つ以上 を採用すればよく、木造住宅であれば、あと要件 は1つでいいのです。

低炭素化の認定要件

- ① 節水機器の設置
- ② 雨水または雑用水の設備
- ③ HEMS などの設置
- ④ 太陽光再生エネルギーの設置
- ⑤ ヒートアイランド対策の取組
- ⑥ 木造劣化の軽減措置
- ⑦ 木造住宅もしくは木造建築物
- ⑧ 高炉セメント、フライアッシュセメントを主要構造部に使用。
- ※ つまり、木造住宅なら認定要件は、あと ひとつで OK.

ぜひ、研修会で制度について理解を深め、施主へのメリットだけでなく、認定申請の実務についての自分たち設計者の作業量(費用)も把握してください。トータルで施主自身にも住宅にもメリットがあり、さらに税制優遇のメリットと認定申請に要する実務費用と工事費のコスト増分にバランスがとれているかどうか、検討してください。

委員会 · 研究会等報告

2013年5月

■木造技術研究会 5/16 19:00~21:00「木造住宅のための住宅性能表示」読み合わせ。

■マンション大規模修繕研究会 5/21 18:00~19:00 HP掲載写真更新について、勉強会資料の検討。

■技術研修会 5/21 $19:00\sim21:00$

「低炭素建築物認定制度講座(前編)/外皮性能の認定基準について」 講師:加藤隆彦氏(日本 ERI名古屋支店・性能評価員)。